

広島県告示第二百八十三号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島観音マリーナの管理を行う指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十六年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指 定 を 受 け た 者	指 定 年 月 日	管 理 の 期 間
名 称 及 び 代 表 者 氏 名 株式会社ひろしま港湾 管理センター 代表取締役 内田 隆	主たる事務所の 所 在 地 広島市南区宇品海岸一 丁目一三番一三号	平成二十六年三月三十一日
		平成二十六年四月一日 平成二十八年三月三十一日